

## 告 示

### 埼玉県川越建築安全センター所長告示第十号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第四号の規定により、平成十七年六月三十日第九号で指定した道路を次のとおり取り消した。

平成二十八年二月五日

埼玉県川越建築安全センター所長 大 楓 淳 一

取消番号	指定の取消しに係る道路の種類	指定の取消しの年月日	指定の取消しに係る道路の位置	指定の取消しに係る道路の延長（単位メートル）	指定の取消しに係る道路の幅員（単位メートル）
第十四号	建築基準法 第四十二条 第一項第四号	平成二十八年 一月二十八日	入間市扇台四丁目八百五十四番二から 八百五十五番一まで	三十四・四	九・〇